
北九州市における事業系ごみの
減量リサイクルについて
(対応策の検討①)

令和6年4月22日

環境局循環社会推進課

目次

- 1 本日の審議テーマ
- 2 事業者アンケート調査結果について
- 3 審議テーマ①事業所に対する啓発・指導
- 4 審議テーマ②工場等での受入体制・指導のあり方
- 5 次回の審議テーマ
- 6 今後のスケジュール(案)

1 本日の審議テーマ

①事業所に対する啓発・指導

- 事業所訪問・立入検査
訪問事業者数は増加しているが、悪質な排出者に対する、より強い指導が必要
- 事業系ごみに関する周知・情報提供
事業者向け講習会などに参加していない事業者への周知等が必要

②工場等での受入体制・指導のあり方

- 違法搬入業者、無許可業者等指導強化
違反物を搬入する業者や、無許可疑いの業者等が多く見受けられ、対策が必要
- 市外からの持ち込み
市外ごみの持ち込みが一定程度あると考えられ、常時搬入車両を確認できる体制が必要

③手数料のあり方

- ごみ処理手数料の見直し
ごみ処理手数料が周辺都市に比べて割安なため、周辺都市からのごみ流入の一因となっており、対策が必要
- 新日明工場の建設等に伴い、ごみ処理経費が将来的に20,000円以上になることが見込まれ、事業者の受益者負担の検討が必要

④リサイクルのさらなる促進

- リサイクルの受け皿整備
市内にはリサイクルの受皿が整備されているものの、事業所から排出されるごみには、分別すればリサイクルできるものが多く含まれており、リサイクルへ誘導する仕組みづくりが必要

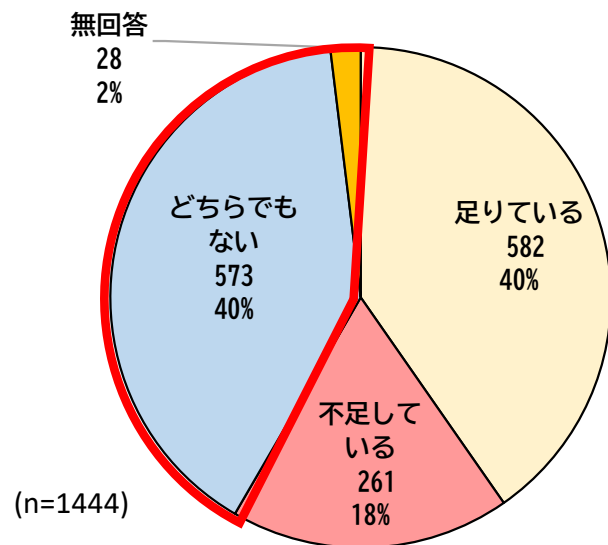
2 事業者アンケート調査結果について

(1) アンケート調査概要

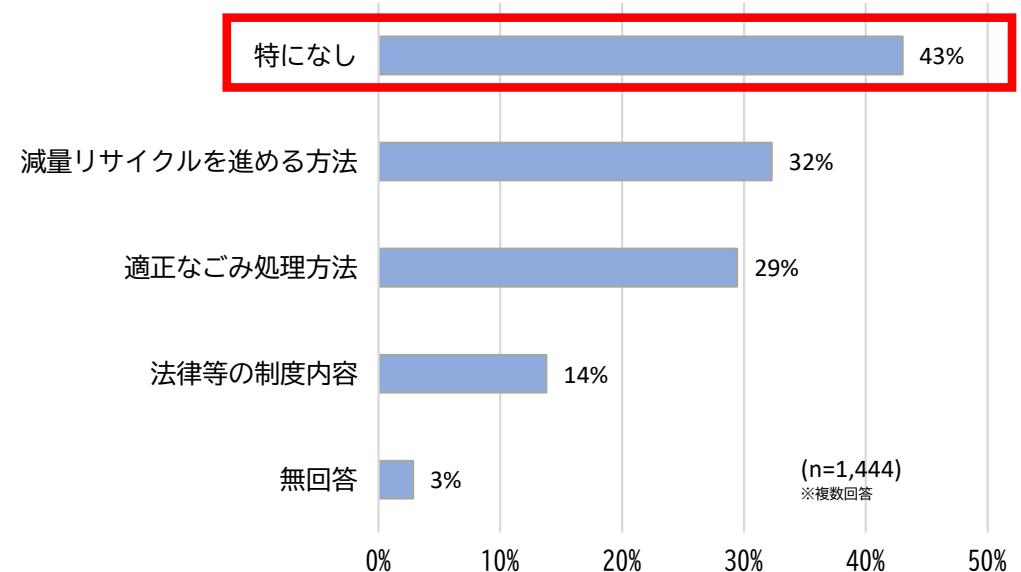
- ◆ 調査数：発送数 3,000件のうち回答数 1,444件(48.1%)
- ◆ 調査期間：令和2年8月11日～31日

(2) アンケート内容

①ごみ減量リサイクルの情報は足りていますか



②ごみ減量リサイクルに関して知りたい情報は

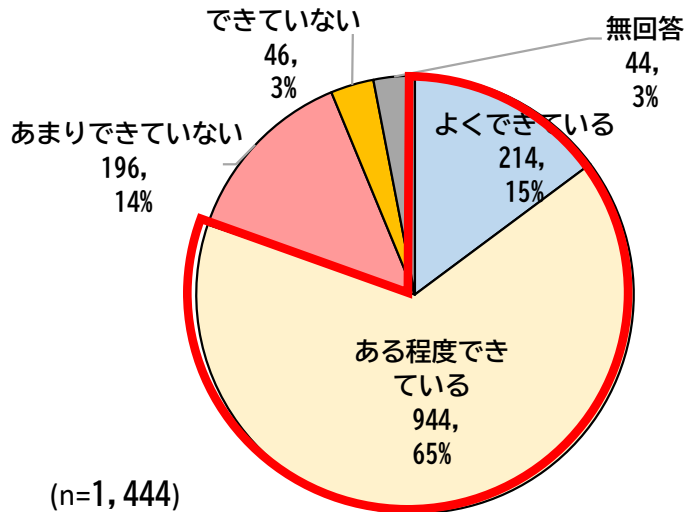


- ごみの減量リサイクルについて、情報が足りているとも、不足しているとも思われていない事業者が4割以上おり、知りたい情報についても「特になし」と回答されている事業者が4割以上いる
- **事業者の4割程度**がごみの減量リサイクルについて、**関心がない**と考えられる

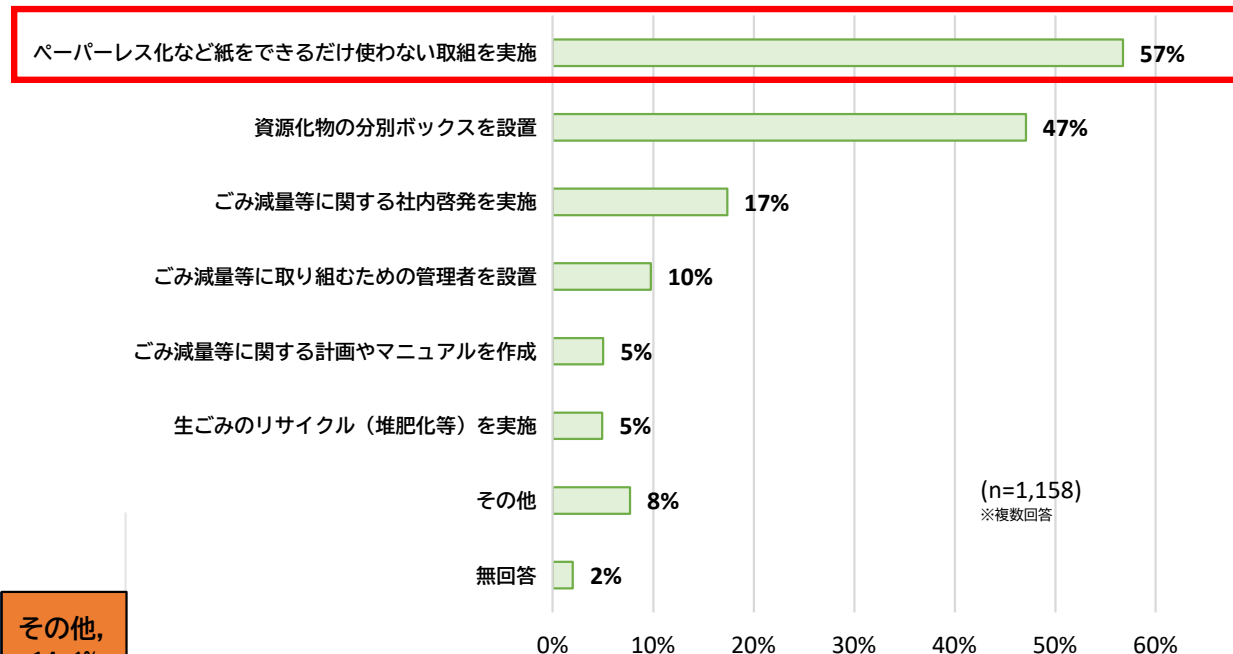
2 事業者アンケート調査結果について

(2) アンケート内容

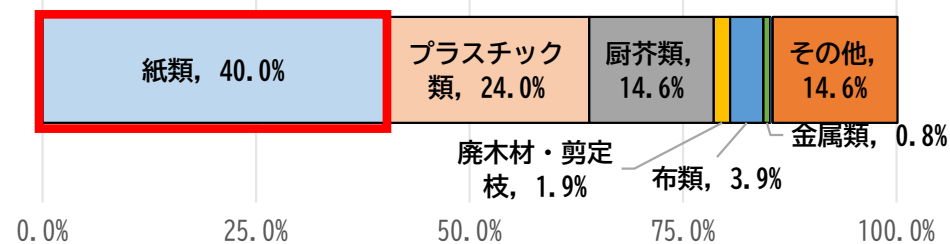
③ごみの減量リサイクルの取組はできていますか



④「よくできている」「ある程度できている」と回答した方はどんなことに取り組んでいますか



【事業系ごみの組成調査】

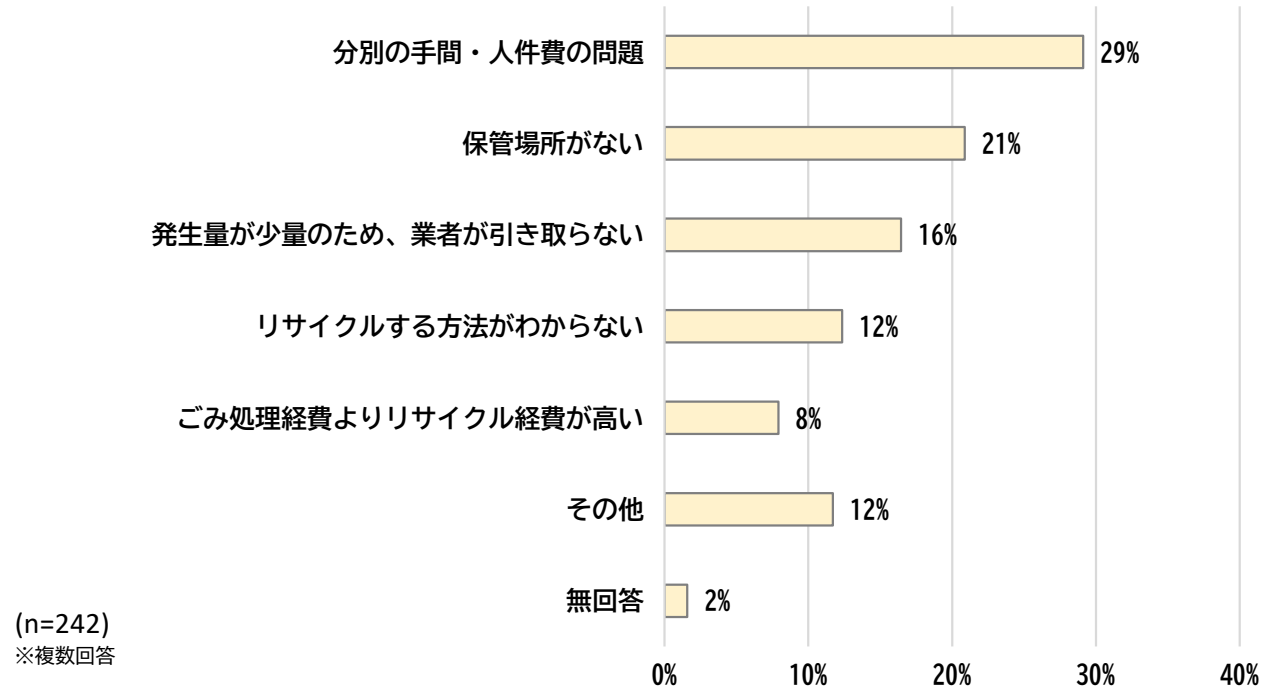


- 約8割の事業者がごみ減量リサイクルに取り組んでいると回答しており、その内の5割以上が古紙の減量に取り組んでいるとの回答であった
- しかし、事業系ごみ組成調査の結果は紙類の排出が最も多い
- 事業者に対するリサイクルへの意識向上に向けた情報提供が必要か

2 事業者アンケート調査結果について

(2) アンケート内容

⑤ 「あまりできていない」「できていない」理由はなぜですか



【リサイクルできていない理由～事業者コメント～】

- ◆ **人手不足**のため、分別まで手が回らない
- ◆ **少量**なので、分別できない
- ◆ 食ロス削減に取り組みたいが、**保管場所の確保が難しい**
- ◆ ごみの種類の判断が**分かりにくく、分別が手間**
- ◆ リサイクルする**方法や業者がわからない** など

3 審議テーマ①事業所に対する啓発・指導

(1) これまでの取組

① 集中的な事業所訪問

- 市の施設で処理する事業系ごみのうち約25%を占める大規模事業所や飲食店等を中心に事業所を訪問し、ごみの減量化リサイクルの取組を説明【R4実績:1,533件訪問指導】
- 排出状況や分別状況の確認、他社の取組事例等を紹介しリサイクルへの誘導

② 事業者向け講習会の開催 約300事業者参加

- 条例対象事業所を対象に年1回「廃棄物管理者責任者講習会」を実施
- 事業系ごみの現状と対策、他社の取組事例、廃棄物の適正処理の意義、事業者の責務を周知

③ 事業系ごみに関する周知・情報提供

- 事業系ごみの分別・処理ガイドブック改訂やホームページ編成
- 適正な処理方法やリサイクルに関する情報を様々な媒体や事業者訪問により周知



② 【事業者向け講習会の様子】

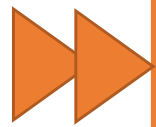


③ 【事業系ごみの分別・処理ガイドブック】

3 審議テーマ①事業所に対する啓発・指導

(2) 課題

【事業所訪問・立入検査の効果】



- 年間1,000件以上事業所訪問しているが、**ごみ減量化の成果が見えない**
- 各事業所への訪問後に、**事後調査・分析まで行っていない**

【事業者への周知・啓発】～事業者アンケートより～

① 減量リサイクルの方法

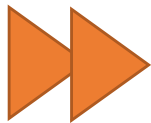
- どのくらい**費用がかかるのか分からない**
- リサイクルの**仕組みがない**
- **少量のため**リサイクルできない
- 機密古紙など**処理に不安**を感じる
- ごみの**保管場所がない**ため、リサイクルできない

② リサイクル等の業者情報

- リサイクル**業者の情報がない**ため、決めきれない
- 食品ロス削減のため、子ども食堂やフードバンクへ提供したいが**ルートがない**
- 定期的に資源化物も収集運搬業者が運んで、リサイクルできる**仕組みがある**といい

③ 事業者の意識・行動変容

- 各自で気をつけないといけませんが、**意識の低い人がいるので難しい**
- 事業者には**経費負担がかからないように市で何とかしてほしい**
- **回収後のことは知らない** 家庭ごみとして処理するのが楽



- 事業者へごみの分別・処理について、**周知や啓発が十分に足りていない**

3 審議テーマ①事業所に対する啓発・指導

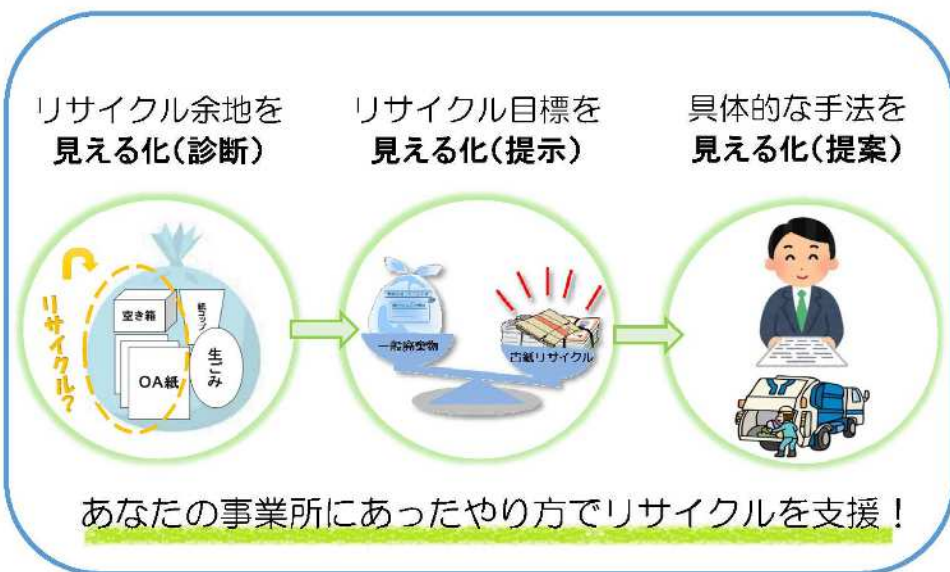
(3) 他都市の事例

札幌市

事業所を訪問し、改善案を提案

そのごみ、「見える化支援」で もっと古紙リサイクルしませんか？ (一般廃棄物)

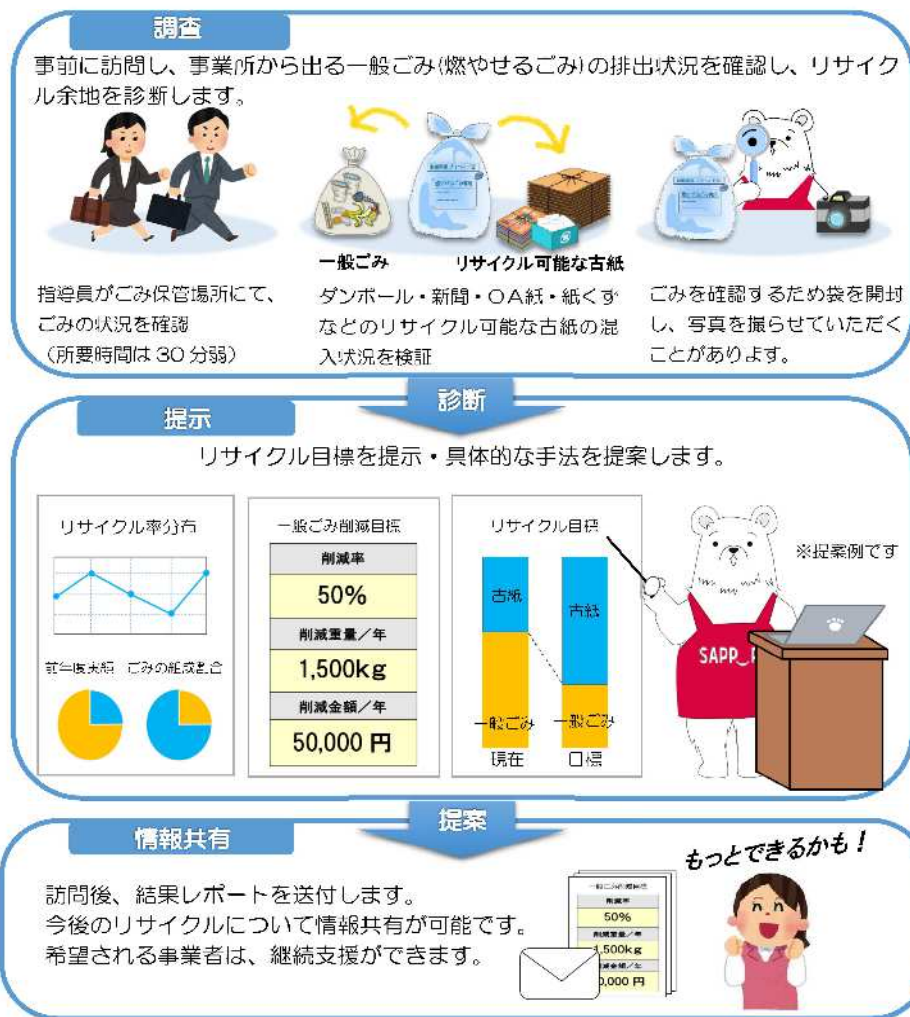
札幌市では平成 28 年度より、事業者から報告された処理実績報告書や立入調査によるデータをもとに、一般廃棄物の排出状況や古紙リサイクルの余地などを「見える化（診断）」処理費用削減効果などを「見える化（提示）」し、リサイクル目標や行動目標を「見える化（提案）」するなど、あなたの事業所にあった具体的なごみ減量・リサイクル活動の支援・啓発を行っています。



5年間で
1,500事業所
支援

可燃ごみが
10%以上
削減

「見える化」による減量支援の流れ SAPP_RO



3 審議テーマ①事業所に対する啓発・指導

(4) 対応策の検討

【業種別の事業所訪問・伴走支援】



【概要】業種別に事業所訪問を行い、排出される状況の聞き取り調査及び排出されるごみの組成調査・分析を行い、状況に応じた指導を継続的に行う。

【期待する効果】・各事業所に適応したごみの削減
・各事業所の排出状況の把握・分析
・業種ごとの排出状況の把握・分析
・事業所との連携による他事業者への波及効果

【導入する際の問題点】・協力事業者の確保

【ニーズに応じた業種別の情報発信】

【概要】ニーズに応じた業種別の必要な情報を、各事業者へタイムリーに周知する。

【期待する効果】・業種ごとに必要な情報の周知
・事業所との連携による他事業者への波及効果

【導入する際の問題点】・効果的な周知ツールの検討
・継続した情報発信

【減量リサイクルの方策の提供】

【概要】減量リサイクル策があるものの、高額のためや保管場所がなく減量リサイクルに取り組むことができない事業者向けに情報提供を行い、方策の検討・実施

【期待する効果】・各事業所に適応したごみの削減
・市内のリサイクル事業の活性化
・事業所との連携による他事業者への波及効果

【導入する際の問題点】・協力事業者、リサイクラーの確保
・事業者の減量リサイクルの費用負担増

4 審議テーマ②工場等の受入体制・指導のあり方

(1) これまでの取組

① 焼却工場での搬入前指導

- 搬入前に「廃棄物搬入申込書」に記入し、内容を確認(H31:申込書の様式を排出状況の詳細を記載するように改定)
- 違反物や市外からの搬入、無許可疑いの事業者などを確認した場合は、搬入指導を行い、持ち帰るように指導を実施(R4実績:348件)

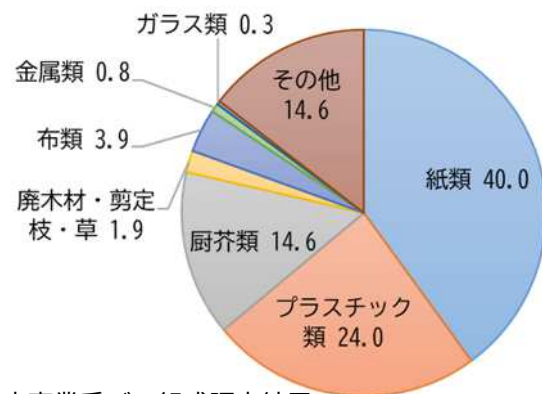
② 搬入車両の展開検査

- 搬入後に積載物を展開検査し、違反物が確認された場合は、持ち帰るように指導(R4実績:524件展開検査のうち、56件指導)
- プラスチック類や、かん・びん・ペットボトルなどの違反物を指摘
- 悪質な違反には警告書を発して指導(R4実績:7件)し、過去には警察へ通報事例もあり

4 審議テーマ②工場等の受入体制・指導のあり方

(2)課題:資源化物の混入

【事業系ごみの組成調査】



※R2年度事業系ごみ組成調査結果

【焼却工場に持ち込まれた資源化物】



段ボールや雑がみなどの紙類



業務用の調味料のペットボトルやプラスチック類

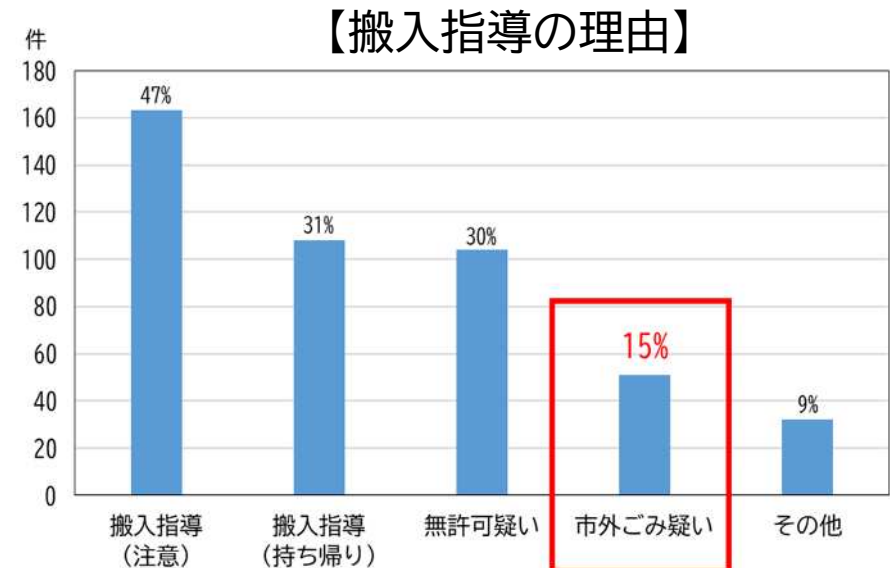
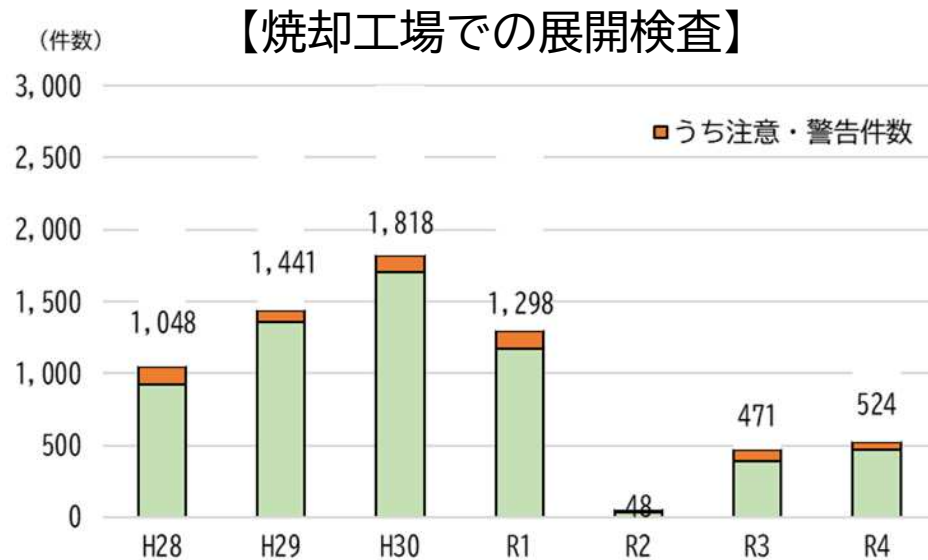
～事業者アンケートより～

- 少量なので、分別できない
- 人手不足で、分別まで手がまわらない
- 保管場所がないので、可燃ごみと一緒に捨てている
- プラスチックなどのリサイクルの経費が高い

- 調査の結果、分別すればリサイクルできる紙類などが多く含まれている
- 分別リサイクルの手間・経費がかかるため、工場に持ち込まれている

4 審議テーマ②工場等の受入体制・指導のあり方

(2)課題:焼却工場への搬入・指導体制



- 焼却工場の搬入前に搬入指導(R4実績:348件)、工場での展開検査(R4実績:524件)を行っているが、**資源化物の混入**などが見られる
- 搬入車両の**15%が市外ナンバー車両**→周辺都市の指定袋が確認されている
- 予約・登録なしに、早朝から夜間(6:00~20:00※一部異なる)まで搬入可能(土日祝日含む)
- 事業者のごみの一部は、市の許可を持った収集運搬業者に委託し収集運搬されているが、資源化物などが排出されている場合がある




- 搬入工場に**いつでも容易**に持ち込むことができる
- 検査をすり抜けて、**市外ごみや資源化物**など持ち込まれる場合がある
- 事業者には処理責任があり、**ごみの見える化**など資源化物など排出できない**仕組み**が必要

4 審議テーマ②工場等の受入体制・指導のあり方

(3) 他都市の事例

【焼却工場への搬入・指導体制】

| 福岡市 | 広島市 | 名古屋市 | 堺市 |
|---|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・搬入には事前予約が必要※ ・大型車での搬入は事業者登録(2年更新)が必要※ | <ul style="list-style-type: none"> ・搬入手数料以外に指定袋(有料)の使用が必要※ ・全ての搬入車を目視検査※ | <ul style="list-style-type: none"> ・搬入前に全て環境事務所で目視検査※ ・工場で随時検査機による検査 | <p>搬入前に全て目視検査※</p>  |

※許可業者以外

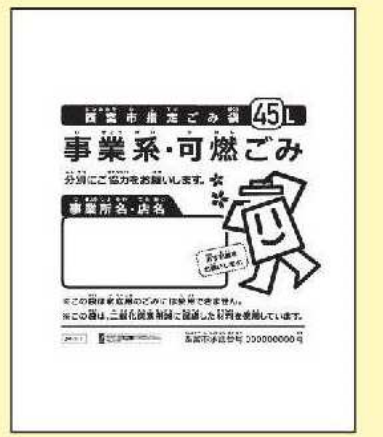
(出典) 堺市

【排出事業者やごみが分かる仕組み】

| 西宮市 | 東京都23区 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業系可燃ごみ袋(有料)を購入 ・必ず事業所名を記名して排出 | <ul style="list-style-type: none"> ・一定量のごみを排出する事業者等を対象に、マニフェスト管理を条例等で義務付け |



(出典) 西宮市HP



【記名式事業系ごみ袋】 袋サイズ 45ℓ・90ℓ



【事業系一般廃棄物用マニフェスト】

(出典) 港区HP

4 審議テーマ②工場等の受入体制・指導のあり方

(4) 対応策の検討

【直接搬入ごみを事前検査できる環境整備】

【概要】

市民・事業者が直接持ち込むごみの事前受付・内容物の簡易検査を行うもの

【期待する効果】

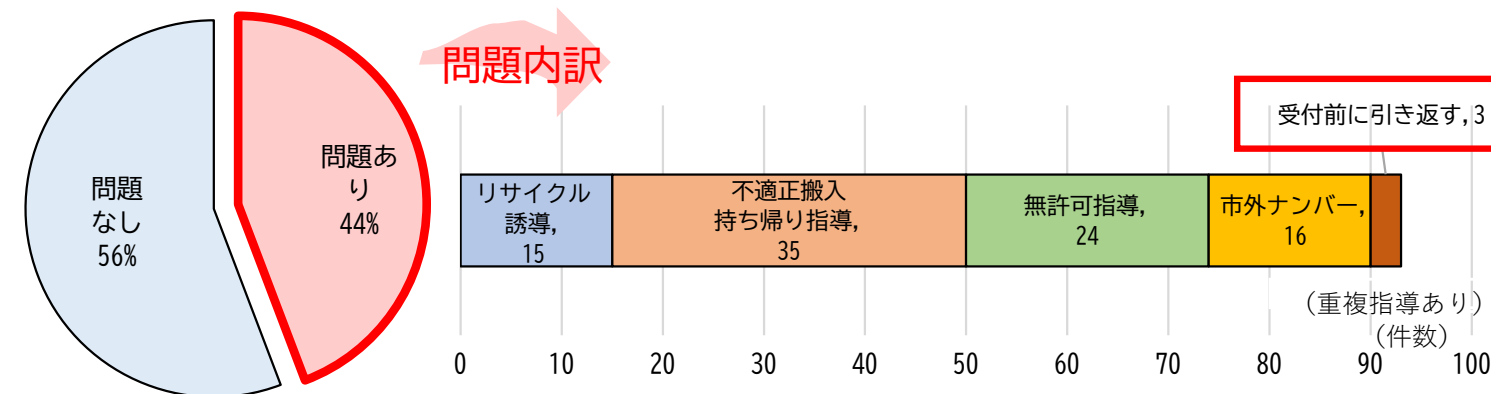
- ・計量所と分けて設置することで丁寧な受付が可能
- ・無許可業者や市外ごみ、不適物の発見が容易
- ・工場外から検査を行っていることがわかり、違反者等の搬入を予防が可能
- ・計量所の渋滞解消

【試験的実施結果】

実施期間：令和5年12月12日(火)～15日(金) 計4日間

場 所：皇后崎工場

検査件数：104件→検査したうち4割強の車両に指導が必要
なかには、検査している状況を見て、受付前に引き返す車両もあり



搬入前に聞き取り・目視による検査状況

4 審議テーマ②工場等の受入体制・指導のあり方

(4) 対応策の検討

【各工場で常時検査できる環境整備】

【概要】

ごみ収集車が搬入したごみをコンベア式検査機に展開し、効率的に検査するもの

【期待する効果】

- ・ごみを展開することで、搬入物の詳細を検査可能
- ・ごみを展開、検査、ピット投入の一連の行程を自動化→作業の迅速化、作業員負担軽減
- ・再度の違反物搬入の予防が可能

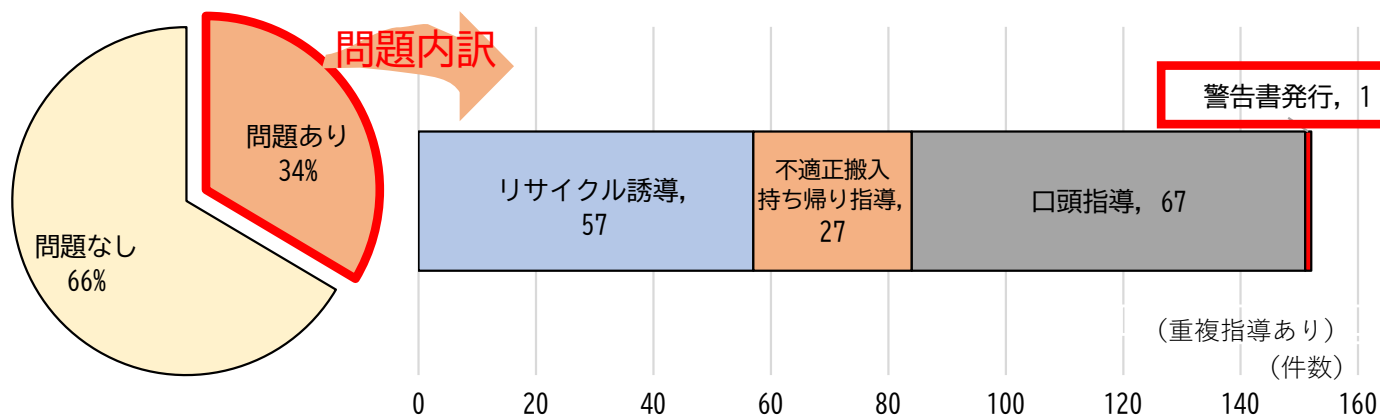
【試験的实施結果】

実施期間：令和6年1月29日(月)～2月2日(金)、2月26日(月)～3月15日 計4週間

場 所：皇后崎工場

検査件数：179件→検査したうち3割強の車両に指導が必要

なかには、悪質な搬入として警告書を発行し、全量持ち帰りさせる案件もあり



検査機にごみを展開し検査している状況

4 審議テーマ②工場等の受入体制・指導のあり方

(4) 対応策の検討

【排出事業者やごみの状況が分かる仕組みづくり】

【概要】

事業者の処理責任の意識強化のため、排出事業者やごみの内容が分かる仕組みづくりを検討

【期待する効果】

- ・ 排出事業者の廃棄物の処理責任の意識強化
- ・ 適正処理の確保（排出事業者・収集運搬業者）
- ・ 減量・リサイクルの促進
- ・ 工場での展開検査結果から事後指導が可能

【例：記名式事業系ごみ袋の導入】

事業者は、収集運搬業者が指定する袋に事業者名を記名して、排出

【排出者の処理責任強化】



排出事業者



【参考】イメージ図

収集運搬業者は記名されたごみ袋を収集運搬



収集運搬業者

工場では、展開検査を適宜行い、不適物を排出した事業者を指導



焼却工場

5 次回の審議テーマ

①事業所に対する啓発・指導

- 事業所訪問・立入検査
訪問事業者数は増加しているが、悪質な排出者に対する、より強い指導が必要
- 事業系ごみに関する周知・情報提供
事業者向け講習会などに参加していない事業者への周知等が必要

②工場等での受入体制・指導のあり方

- 違法搬入業者、無許可業者等指導強化
違反物を搬入する業者や、無許可疑いの業者等が多く見受けられ、対策が必要
- 市外からの持ち込み
市外ごみの持ち込みが一定程度あると考えられ、常時搬入車両を確認できる体制が必要

③手数料のあり方

- ごみ処理手数料の見直し
ごみ処理手数料が周辺都市に比べて割安なため、周辺都市からのごみ流入の一因となっており、対策が必要
- 新日明工場の建設等に伴い、ごみ処理経費が将来的に20,000円以上になることが見込まれ、事業者の受益者負担の検討が必要

④リサイクルのさらなる促進

- リサイクルの受け皿整備
市内にはリサイクルの受皿が整備されているものの、事業所から排出されるごみには、分別すればリサイクルできるものが多く含まれており、リサイクルへ誘導する仕組みづくりが必要

6 今後のスケジュール(案)

